平成２６年（フ）第６４号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1313番地の１　フジハイツ101号室
破産者　三嶽　和子
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８６号
富山市茶屋町64番地１　パークイン呉羽Ｂ棟108号、前住所富山県小矢部市埴生124番地10
破産者　後東　　一
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
長野県上田市蒼久保1476番地31
破産者　松田　綱行
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第９８号
長野県佐久市岩村田2248番地１　一本柳団地Ｄ―202号
破産者　白倉亜弥子
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１４号
岐阜県美濃加茂市山之上町5221番地
破産者　福田　正彦
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３８号
山口市小郡下郷2245―２　ヤマオカビルＢ―205、住民票上の住所山口市小郡高砂町２番15―403号 アーバンタワーネクサス小郡
破産者　原田　節子
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
香川県高松市高松町2158番地６
破産者　堀口　惠司
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６０号
福岡市博多区美野島４丁目１番22―206号
破産者　山本　大介
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１号
沖縄県中頭郡北谷町字浜川188番地Ｋ―301
破産者　モーツ華月
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７号
沖縄県名護市宇茂佐の森１丁目17番地２　ロイヤルマンションヤスコⅡ　401号　崎山方
破産者　大﨑　功一
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１１６６号
東京都調布市若葉町２丁目22番40号　栗山第２マンション101号
破産者　株式会社ワイ・カンパニー
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１６７号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目32―５　グリーンアベニューⅡ101、開始決定時の住所東京都狛江市東野川３丁目１―22
破産者　山下　剛史
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８０３号
千葉県木更津市中央１丁目３―11―305
破産者　佐藤　由実
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４３号
千葉県東金市幸田699番地
破産者　有限会社辻村漬物工業
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２５８号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目16―３―101、開始決定時の住所東京都多摩市百草1158番地の10
破産者　竹原　昌徳
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２３号
東京都港区芝３丁目12―８―202、開始決定時の住所東京都豊島区西池袋４―８―３―103
破産者　上原　　剛
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５７３号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番30号
破産者　有限会社サムズアップ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６０１号
東京都足立区竹の塚５丁目27―１―910、開始決定時の住所東京都台東区根岸５丁目11―19
破産者　柿澤　悦郎
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６０２号
東京都足立区竹の塚５丁目27―１―910、開始決定時の住所東京都台東区根岸５丁目11―19
破産者　柿澤　彌平
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部